

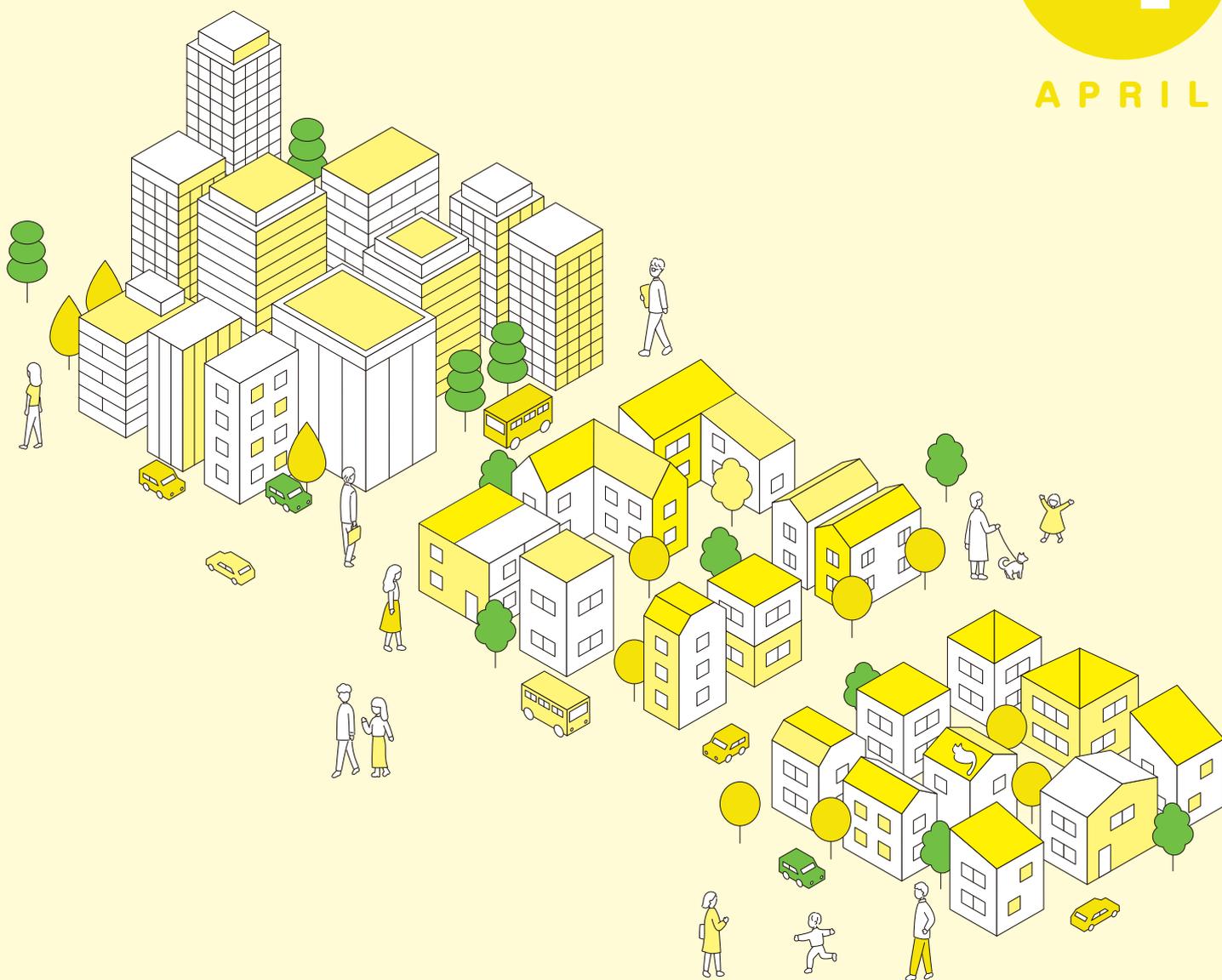
JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

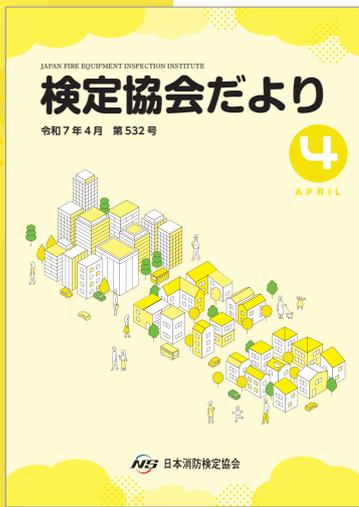
# 検定協会だより

令和7年4月 第532号



APRIL





令和7年4月号

<https://www.jfeii.or.jp>

## 目次

### 巻頭のことば

- 1 安らぐまち 北九州 ～消防の挑戦とこれから～  
北九州市消防局長 岸本 孝司

### 随想

- 4 検定制度と検定協会 第4回  
～性能規定化と検定協会（1）～  
元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学） 小林 恭一

### 協会情報

- 10 令和7年度 予算の概要について  
総務部
- 18 令和5年度と令和6年度の検定申請状況比較  
企画研究部 情報管理課
- 21 消防関係講習会等への講師派遣について  
企画研究部 企画研究課
- 23 「型式情報検索ページの使用方法について」その1  
～日本消防検定協会ホームページリニューアル～  
企画研究部 情報管理課

### お知らせ

- 27 2025年度「全国統一防火標語」の募集結果について  
一般社団法人 日本損害保険協会
- 28 日本消防設備安全センターからのご案内  
日本消防設備安全センター
- 29 職員採用情報  
総務部 庶務課
- 30 有効期限を経過した受託評価品目
- 31 型式を取り消した受託評価品目
- 32 協会通信・業界の動き・消防庁の動き
- 38 新たに取得された型式一覧
- 39 検定・性能評価・受託評価数量（令和7年3月）

## 巻頭のことば

### 安らぐまち 北九州 ～消防の挑戦とこれから～

北九州市消防局長  
岸本孝司



北九州市は、令和6年に「北九州市・新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）」を策定し、目指す都市像として「つながりと情熱と技術で、『一步先の価値観』を体現するグローバル挑戦都市・北九州市」を掲げました。この都市像の実現に向け、都市の経済力を高める「稼げるまち」、心豊かな生活に対する多様なニーズに応える「彩りあるまち」、そして誰もが日々の暮らしに安心と安らぎを感じられる「安らぐまち」の実現を重点戦略としています。

その中でも、消防局は「安らぐまち」の実現において重要な役割を担っており、市民の生命・身体・財産を守るため、火災予防、救急・救助活動、そして組織の未来を見据えた改革に取り組んでいます。昨今の災害の教訓を踏まえ、従来の枠組みにとらわれない新たな視点を取り入れながら、より効果的な消防行政を推進しています。

#### ■火災予防の強化

北九州市では、令和4年に旦過地区で2度にわたる大規模火災が発生しました。市の中心部に位置し、多くの市民や観光客が訪れるこの地域において、立て続けに発生した火災は甚大な被害をもたらしました。私たちはこの教訓を重く受け止め、再発防止に向けた防火指導の強化や地域ぐるみの防火対策に取り組んできました。その結果、翌年の市内の火災件数は市政発足以降最少となり、一定の成果を上げることができました。

しかし、令和6年1月には旦過地区から約300メートルの場所にある木造飲食店街で再び大きな火災が発生するなど、言葉を失うような衝撃を受けました。火災は、一度発生すれば短時間で燃え広がり、地域全体に甚大な被害を及ぼします。だからこそ、初期段階での対応と日頃の備えが何より重要です。

検定協会だより 令和7年4月

---

これまでの経験を踏まえ、現在、当消防局では警察や地域と連携した火災予防啓発をさらに強化し、市場・商店街を含む火災の危険性が高い地域への巡回を行うなど、防火対策の徹底を進めています。市民や事業者の防火意識を高めることこそが、火災発生を未然に防ぐ最も根本的な対策であるとの考えのもと、地域との協力体制をより一層強化してまいります。

## ■救急・消防のDX推進

全国的に救急需要の増加が大きな課題となっておりますが、北九州市においてもその傾向は顕著です。高齢化の進展に伴い救急出動件数は年々増加し、救急車の稼働率が高まる中で、現場到着時間や病院収容まで時間が延伸しており、救命率の低下が懸念されています。

この課題に対応するため、当消防局では「AIを活用した救急隊運用最適化」の実証実験を実施し、限られた救急資源を最適に運用する仕組みづくりを進めています。また、全救急隊にタブレットを配備し、病院とリアルタイムで情報を共有できる「患者情報管理システム」の導入を推進。これらの取り組みにより、救急車の現場到着時間や病院搬送時間の短縮を図り、救命率の向上を目指しています。

さらに、消防活動の効率化にも力を入れており、災害発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、情報収集・共有システムの検討など、デジタル技術を活用した効果的な消防活動を実現する体制を構築していきます。

## ■組織の未来を見据えて

こうした業務変革を進める上で、若手職員の柔軟な発想と行動力が不可欠です。当消防局では「消防未来創造プロジェクトチーム」を発足し、消防広報、DX推進、働き方改革などをテーマに、次世代の消防行政を見据えた取り組みを進めています。

このプロジェクトの一環として、SNSを活用した情報発信の強化や、デジタル技術を用いた業務効率化を推進。さらに、職員のキャリア形成支援や、働きやすい職場環境づくりにも注力し、職員のモチベーション向上につなげています。消防行政の発展には、これからの時代を担う職員の成長が欠かせない要素であり、彼らが持つ創造力を最大限に生かすことで、より持続可能な組織づくりを進めてまいります。

## ■安らぐまちの実現に向けて

北九州市消防局は、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりを使命とし、日々

---

の業務に取り組んでいます。火災予防、救急・救助活動、DX推進、組織改革といった様々な取り組みを通じて、市民の安全・安心を守るための体制を強化し、さらなる進化を目指します。

「安らぐまち」の実現に向け、消防局として果たすべき役割はこれからも多岐にわたります。私たちは、これまでの取り組みに甘んじることなく、新たな課題に果敢に挑戦し続けます。そして、市民の皆様が日々の生活の中で「安全」と「安心」を実感できるまちづくりを進めるべく、職員一丸となって邁進してまいります。

## 検定制度と検定協会 第4回 ～性能規定化と検定協会（1）～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小林 恭一



「規制改革の推進」という政府全体の方針を受け、消防法令においても、平成15年（2003）に「性能規定化」にかかる一連の改正が行われました。この時の改正の責任者として、改正の経緯、内容、意図、注意を払った事項、建築基準法の性能規定化との違い、総務大臣の認定と性能評価、性能規定化後の状況などについて解説します。

### 性能規定と仕様規定

「性能規定」という言葉に法律上明確な定義はありませんが、通常、技術基準にその規制が目的とする「性能」を明確に規定しておき、新たに開発された機器や技術的工夫について、必要な「性能」を有するものについては積極的に認めることができるようにする規定ぶりをいうものとされています。

以前は、消防法や建築基準法などの「社会的規制」の技術基準の多くは、「性能」を明示的に示さず、材料・寸法などを仕様書的に規定する、いわゆる「仕様規定」でした。「仕様規定」は、策定又は改訂時の標準的な技術を前提として、関係者間の共通の技術的基盤に立脚して作られるため、基準の内容が常識的でまぎれがなく、適否の判定も行いやすい一方で、新たな技術を受け入れにくい面があります。

バブルがはじけて日本経済が低迷し始めた平成の初め頃から、経済的規制や社会的規制における規制緩和や規制改革が、政府全体の経済対策の中心手段と位置づけられるようになりました。その中で、社会的規制における「性能規定化」は、技術革新を促すとともに、技術革新の成果を活用できるようにする有効な方策として、政府全体として取り組むべき中心課題の一つであるとされました。

平成15年（2003）6月に消防法の性能規定化が行われた際には、「規制改革推進3か年計画」（平成14年（2002）3月29日閣議決定）の「基準認証等分野の基本方針」において、「技

術革新に柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則として全て性能規定化できるよう検討を行う」とされていました。

## 消防法の性能規定化特有の問題

性能規定化の対象となる消防法の技術基準には、消防用設備等に関する規制の他にも、防炎規制、火気使用設備規制、危険物規制などがありますが、本稿では消防用設備等に関する規制について解説します。

消防用設備等の技術基準について「性能規定化」しようとする、消防法特有の問題に直面します。

消防法では、消防用設備等を設置することにより防火対象物の防火安全性能を確保しているため、消防法を性能規定化するなら、消防用設備等そのものの技術基準を性能規定化するだけでなく、それを適切に設置し維持するための基準も性能規定化に対応したものにする必要があります。前者は消防法第21条の2等による消防用機械器具等の検定制度等によって担保されており、後者は消防法第17条等による消防用設備等の設置・維持制度等によって担保されています。制度の体系が異なっているのに、消防用設備等の設置・維持の基準は、消防用機械器具等の性能を前提として組み立てられているため、この二つの基準体系を性能規定に対応したものにしようすると、厄介な問題が多数出て来ます。

## 検定制度関係

消防用機械器具等の検定制度は、総務省令で定められた規格（以下「規格省令」）への適合性を厳密に遵守することを求める制度であり、展示・販売規制を含む厳しい規制が行われています。従来は、規格省令に弾力条項がなく、新しい技術が出て来ても柔軟に対応することが困難でしたが、規制改革の流れの中で、昭和62年（1987）3月に、全て

表6 （基準の特例）第〇条

新たな技術開発に係る〇〇について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

の規格省令の末尾に「基準の特例」という弾力条項が追加されました。これにより、新たな技術開発に係る機械器具等は、この特例条項を適用して総務大臣が新たな規格を作ることにより対応することができるようになりました（表6参照）。

## 設置・維持基準関係

一方、消防法第17条等による消防用設備等の設置・維持制度の技術基準は政省令及び告示で定められていますが、消防法施行令（以下「消令」）第32条の適用が可能であるため、新たな技術開発に係る機械器具等の設置については、消防長又は消防署長の判断と責任により、弾力的な運用が可能になっていました（表7参照）。

表7 消防法施行令第32条（平成16（2004）年5月31日まで）

<p><b>この節</b>の規定は、 消防用設備等について、 <b>消防長</b>（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）<b>又は消防署長</b> <b>が、</b> 防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、 <b>この節</b>の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、 火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、 火災等の災害による被害を最少限度に止めることができる<b>と認めるとき、</b> <b>又は</b> <b>予想しない特殊の消防用設備等その他の設備</b>を用いることにより、 <b>この節</b>の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力 <b>があると認めるとき</b> においては、適用しない。</p>	<p>この部分は性能規定化の際に法律に引き上げられたため、現行条文にはない。<sup>2</sup></p>
---	--

このため、たとえば、新たに超高感度のスプリンクラーヘッドが開発された場合、検定協会が、規格省令の特例条項を適用して総務大臣が特別な規格を定めることによりこれを認めることができれば、消防長又は消防署長は、消令第32条を適用し、超高感度であることを前提としたヘッド間隔を認めることも可能です。

新たに開発された機械器具等が検定対象機械器具等に該当しない場合には、日本消防設備安全センターによる性能評定制度等によりその性能を評価する仕組みが出来ており、同様に消令第32条を適用することにより対応することが出来ます。

消令第32条の適用については、新たな技術開発が行われるたびに、消防庁予防課長から同条を適用しても差し支えない旨通知するという仕組みになっていました。

このような方式はそれなりに機能して来たのですが、「技術開発の促進」という政府

---

方針の視点から見ればかなり冗長な仕組みであったことは否めません。

このため、消防法の性能規定化にあたっては、消防法第21条の2の体系と、消令第32条を含む消防法第17条の体系を、相互に関連させつつ改定していくという、消防法特有の問題があったのです。

## 消防法の性能規定化の動き

消防庁では、

- ① 「性能規定化の推進」が政府全体の方針として位置づけられていたこと
  - ② 防火対象物の高層化、深層化、大規模化、複合化等の状況に、従前の消防用設備等では十分に対応しきれておらず、消防用設備等の高度化、新技術の活用等が必要であると考えられていたこと
  - ③ 消防防災システムのインテリジェント化の推進（昭和61年（1986）消防予第171号消防庁次長通知）などの諸施策にもかかわらず、消防用設備等の技術革新が進まなかったため、消防用設備等の高度化、新技術の活用等に柔軟に対応していく仕組みが必要であると考えられていたこと
  - ④ 平成10年（1998）の建築基準法の改正において性能規定化が行われたこと
- などを踏まえ、平成11年度（1999）～13年度（2001）に「総合防火安全対策手法の開発調査検討委員会」を設置して、消防用設備等の技術基準に性能規定を導入していく（これを「消防法の性能規定化」と位置づけていました。）ための技術的、制度的検討を行いました。

この委員会の検討により、安全性を損なうことなく円滑に性能規定を導入する目途が立ったため、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入するための一連の法令改正が行われることとなりました。

## 性能規定導入に係る法令の体系

前述のように「性能規定」に明確な定義がないため、他省庁の取り組みを見ても、これに対する考え方は千差万別でした。建築基準法のように、性能規定を主とし、従来からの仕様規定は例示基準と位置づける本格的な性能規定化に取り組んだ例もありましたが、規制の対象が人命に直結しないような分野や、目的や技術基盤が共通で関係者が限られているような分野では、「性能規定化」にあたって、法令では抽象的な性能を定め、具体の技術的な考え方については法的な拘束力のないガイドラインのようなものに委ねている例もありました。

消防法は、規制対象が広く一般国民に及び、人命に直結するものである反面、火災の発生確率が低いことから施主や設計者としては出来ればコストを削減したい分野であるため、後者のような規定ぶりでは、規制を受ける施主や設計者と審査する消防機関の判断が食い違う可能性が高くなってしまいます。このため、消防法のような法律に性能規定を導入するには、設計者や消防機関が性能の有無を客観的に判断出来る検証法が不可欠です。

一方で、消防用設備等に係るすべての「性能」についてそのような検証法を一挙に作成することは不可能ですので、適切な検証法がまだ整備されていない分野で新たに開発された設備や技術的工夫をできるだけ速やかに受け入れる仕組みも必要です。

また、消防用設備等を設置する側、審査する側の実態や利便性を考えれば、現行の「仕様規定」が依然として主要な役割を果たすべきことは極めて重要です。

このようなことから、消防用設備等の技術上の基準に性能規定を導入するための体系として、(図1)のような3つのルートを並行する形で整備することとしました。

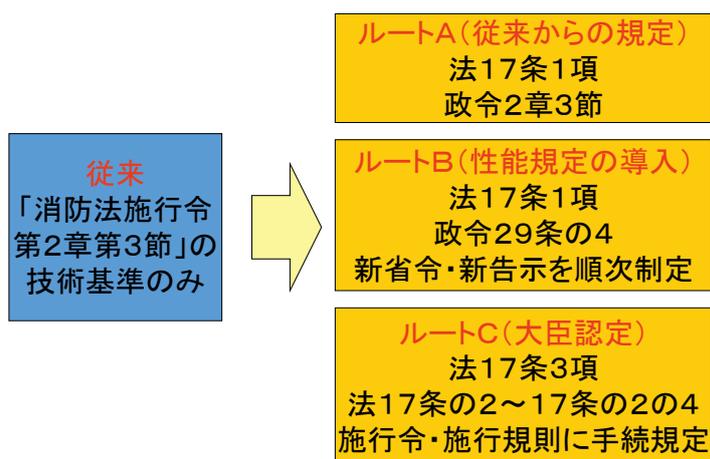


図1 性能規定を導入した消防用設備等の基準の体系

## 消防法第17条第1項に「性能」の概念を導入

消防法の性能規定化にあたって、まず、政令で定める技術上の基準に性能規定を導入していく布石とするため、従来は「政令で定める技術上の基準」とのみ書いていた消防法第17条第1項について、「…(消防用設備等)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。」と改めて規定しました(図2参照)。この場合の「必要とされる性能」は、従来から定められていた技術上の基準が求めてきた性能がベースとなるため、従来の「政令で定める技術上の基準」を改めて規定し直す必要がないこ

…政令で定めるものの関係者は、**政令で定める技術上の基準**に従って、政令で定める(消防用設備等)を設置し、及び維持しなければならない。



…政令で定めるものの関係者は、政令で定める(消防用設備等)について**消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように**、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

図2 消防法第17条第1項の改正  
(政令にルートBを導入する根拠として「性能」の概念を導入)

とは当然です。

## 消令第29条の4の新設

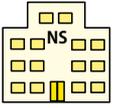
この消防法第17条第1項を受けて新設されたのが、消令第29条の4です。

消令第29条の4第1項では、消令第2章第3節第2款から第6款まで(消令第10条(消火器具)から消令第29条の3(無線通信補助設備)まで)に規定するところによる「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有すると認める「消防の用に供する設備等」を用いることができることとしています。

ここで、「防火安全性能」は、「火災の拡大を初期に抑制する性能」、「火災時に安全に避難することを支援する性能」及び「消防隊による活動を支援する性能」の三つに整理しています。これらの三つの性能は、前出の「総合防火安全対策手法の開発調査検討委員会」における検討結果等を踏まえて定めたものです。

また、同条第2項では、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を設置する場合には、「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有するように設置し維持すべきこととし、第3項では、その場合には代替された「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」については令第2章第3節第2款から第6款までの規定を適用しないこととして、両者の法的関係を整理しています。

(続く)



# 令和7年度 予算の概要について

総務部

当協会の令和7年度予算が、令和7年3月24日に認可されました。

その概要は、以下のとおりです。

## I 令和7年度 主要業務重点事項

令和7年度における当協会の業務の実施については、消防法の規定に基づいて、設立目的である検定対象機械器具等に関する試験、型式適合検定、特殊消防用設備等の性能評価並びに消防用機械器具等に関する研究、調査及び試験に係る業務を、厳正かつ公平に実施し、消防用機械器具等の適正な品質の確保に万全を期すとともに、消防用機械器具等について、使用者・利用者に対する情報提供・情報収集を積極的に行い、国民の安全・安心の確保に努める。

令和7年度において実施する主要な業務の重点事項は、次のとおりである。

### 1 試験・検査業務の信頼性の確保

消防用機械器具等の試験・検査業務の実施に当たっては、常に信頼性を確保するために、業務の適正な実施体制を確保し、試験施設・設備の適正な整備・維持管理、試験・検査の品質の確保・維持・向上、職員の教育研修の充実に努めるとともに、厳正な検定制度の運用のため、協会職員及び受検者等に対し、法令遵守の徹底を図る。

#### (1) 業務の適正な実施体制の確保・充実

当協会の業務の実施に当たっては、組織全体としてコンプライアンスの確保を図るとともに、協会の行っている業務について、使用者・利用者等に対し十分な説明責任を果たすことができるよう、厳正かつ公正な業務の実施体制を確保・充実し、不正受検の防止に努め、試験・検査時の不正行為等が見出された場合には、厳正かつ迅速に対処する。

また、各種感染症及び地震等災害に伴う業務への影響を最小限にとどめるため、事業継続計画を確実に推進するとともに、手続業務等のデジタル化、情報セキュリティへの

対応を進める。

## (2) 試験品質・検査品質の確保・維持・向上

国際規格ISO/IEC17025試験品質システムの適合認定試験所として、試験品質の維持・向上及び職員の試験技術の向上に努め、信頼性の高い試験データの確保・提供を行うとともに、あわせて申請者等に対し、検定等について、技術情報の提供、適正な実施に関する意見交換を行う。

また、検査品質の信頼性を高めるため、職員の検査技術の向上に努める。さらに、検定業務等について、関係工業会との意見交換を継続して行い、業務の改善・効率化に努める。

## (3) 職員の教育研修の充実

試験・検査の信頼性の確保を図るため、コンプライアンス、消防用機械器具等に関する技術情報、規格・基準、試験・検査方法等の知識・技術、製造工場の品質管理等の審査方法、過去の不正受検事例等に関する内部研修及び外部研修並びに各種会議を充実させ、職員の知識及び技術力の向上を図り、検定等に関する技術の伝承と人材育成の実施に努める。

## (4) 法令遵守の徹底

消防用機械器具等の受検者等に対し、検定制度の主旨や適正な手続きの徹底、型式試験や型式適合検定等受検品の規格適合性に係る注意喚起を継続して実施する。

## (5) 業務実施基盤の維持・強化

日本消防検定協会試験施設等整備計画（長期計画）に基づき、中央試験場の建替え工事が完了したため、旧中央試験場の解体工事に向けた準備を進める。

さらに、現有する試験施設・設備関係では、大型消火器の消火試験等に使用する温度調整用プレハブ式恒温槽の更新、光電式スポット型感知器等に使用する煙感度試験機の更新、自動火災報知設備の受信機・中継器の繰返し試験機の更新等により、試験の精度の確保に努める。

また、業務実施基盤の確保を図るため、近年の人件費や物件費の上昇等を踏まえ、検定手数料及び受託評価手数料の見直しを進める。

## 2 消防用機械器具等の調査、普及等

消防庁が行う施策について国内外を問わず積極的に協力するとともに、関係機関とも連携し消防用機械器具等についての性能・機能に関する調査、環境問題をはじめとする各種課題への対応を進め、基準の見直しや技術的事項についての検討を行い、必要に応じて総務大臣に意見具申を行う。

### (1) 消防用機械器具等の性能・機能に関する調査

設置後10年を経過した住宅用防災警報器の作動状況等に関する調査、経年使用された検定対象機械器具等に関する調査を行い、情報提供、規格・基準等の見直しに反映する。

### (2) 消防用機械器具等に関する各種課題への対応

リチウムイオン電池の貯蔵施設に係る新たな消火設備や有機フッ素化合物を含有しない泡消火薬剤等への対応など環境課題や消防用機械器具等に関する技術革新の進展への対応について、消防庁、関係機関及び関係団体と協力し、課題の検討、解決に向けた対応を進める。

### (3) 住宅防火対策の普及対応

本格的な高齢化社会を迎え、高齢者等を中心とした住宅火災による死者数の低減を図るため、関係機関と連携して住宅用消火器具及び住宅用防災警報器の設置推進及び適正な維持管理に関する情報を発信することで住宅防火対策の推進に寄与する。

### (4) ISO/TC21への対応

規格・基準のグローバル化や諸外国の技術基準の調査検討に資するため、ISO/TC21協議会を支援するとともに、関係機関団体と連携協力し、ISO/TC21の総会、各SC及びWGの会議に積極的に参加し、国際的な動向を把握するとともに、我が国の主張の裏付けとなる実験、データの分析やISO規格案の検討等に適切な対応を図る。

### (5) AFIC活動への参加

アジア地域における消防検査機関の相互理解と情報交換という主旨で設立されたAFIC（Asia Fire-protection Inspection Councilの略称、アジア防火検査協議会）の総会に参加し、アジア地域の消防関係の試験検査機関と連携を図り、情報収集等に努める。

## (6) 消防用機械器具等の規格及び認証制度の紹介等

ベトナム等アジア諸国をはじめとする新興国における消防防災展等の各種機会を捉え、検定制度及び自主表示対象機械器具等の認証制度を紹介するなど、日本規格の浸透に向けての取り組みを進める。

## 3 協会業務に関する情報提供・広報の充実等

当協会の業務内容、技術情報及び消防用機械器具等について、使用者・利用者をはじめ消防関係機関の関係者や一般の方々に対しホームページ、機関誌、一般公開等により情報提供・広報を行い、消防用機械器具等に関する適正な知識の普及・啓発に努める。

### (1) 消防用機械器具等に関する技術情報の提供の充実

使用者・利用者をはじめ消防関係機関の関係者に対し、当協会が実施している検定対象機械器具等の試験・検査に関する情報の公開並びに研究・調査・試験に関する技術情報及び特殊消防用設備等の評価結果の提供について、ホームページ、機関誌等により行う。

また、消防関係機関に対しては、当協会が行っている特殊消防用設備等の評価に関する技術情報を直接提供するなど、特殊消防用設備等の円滑な設置の推進に努めるとともに、予防技術講習会を開催し、消防用機械器具等の技術情報の提供や意見交換等に努める。

### (2) 広報の充実

防災展への出展、一般公開など、使用者・利用者をはじめ消防関係機関の関係者、一般の方々に対し、分かりやすい映像、パネル及びパンフレット等により協会業務の紹介、消防用機械器具等に関する情報提供を行う。

さらに、ホームページの動画コンテンツの充実化や検定時報の電子化により広報の充実を図る。

## Ⅱ 令和7年度事業計画

令和7年度事業計画を次のとおり定める。

### 1 検定対象機械器具等の試験、検定見込数量

種 別	型式試験件数 件	型式変更試験件数 件	型式適合検定数量 個
1 消火器			
大型	0	0	55,600
小型	10	2	5,627,300
2 消火器用消火薬剤	2	—	55,300
3 泡消火薬剤	2	—	1,634,100
4 閉鎖型スプリンクラーヘッド	7	0	1,816,000
5 流水検知装置	4	2	22,400
6 一斉開放弁	2	0	19,900
7 火災報知設備の感知器	37	3	6,274,700
8 火災報知設備の発信機	3	0	282,500
9 中継器	9	2	468,600
10 受信機	14	3	589,200
11 住宅用防災警報器	5	3	5,100,000
12 金属製避難はしご	1	0	159,700
13 緩降機	0	0	6,400
検 定 合 計	96	15	22,111,700

### 2 特殊消防用設備等の性能に関する評価

特殊消防用設備等の性能に関する評価	3 件
-------------------	-----

### 3 受託評価の見込数量

種 別		型式評価件数	型式変更 評価件数	型式適合評価・ 確認評価数量
		件	件	個
品質 評価 業務	1 特殊消火装置 特殊消防ポンプ自動車 特殊消防自動車	18	－	302 29
	2 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	35,000
	3 消火器加圧用ガス容器	0	0	302,000
	4 蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	6,176,000
	5 放火監視機器	2	0	3,600
	6 外部試験器	1	0	1,500
	7 音響装置	0	0	100
	8 予備電源	5	0	229,000
	9 補助警報装置及び中継装置	0	0	0
	10 光警報装置	0	0	3,000
	11 屋外警報装置	0	0	0
	12 消火設備用消火薬剤	0	－	724,000
	13 住宅用スプリンクラー設備	0	0	0
	14 可搬消防ポンプ積載車	0	－	5
	15 ホースレイヤー	0	0	53
	16 消防用積載はしご	3	0	1,800
	17 消防用接続器具	3	1	41,000
	18 消防用吸管	1	－	7,000
	19 動力消防ポンプ 消防ポンプ自動車 可搬消防ポンプ	5 4	－ －	900 3,100
	20 消防用ホース	31	0	630,060
	21 消防用結合金具	12	0	1,315,000
	22 エアゾール式簡易消火具	0	0	404,000
	23 漏電火災警報器	0	1	66,000
	24 オーバーホール等整備を行った特殊消火装置	－	－	75
	25 外部試験器の校正	－	－	365
	26 更新等	139	－	－
	小 計	224	2	9,943,889
認定 評価 業務	1 自動火災報知設備の地区音響装置	1	0	304,000
	2 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン	5	0	58,000
	3 非常警報設備の放送設備	5	6	1,018,000
	4 パッケージ型自動消火設備	0	0	0
	5 特定駐車場用泡消火設備	3	0	170,000
	6 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	4	0	130
	7 屋内消火栓設備の消火栓等	4	0	58,000
	8 屋内消火栓設備のノズル	1	0	111,000
	9 屋内消火栓設備の消防用ホースと結合金具の装着部	0	－	488,000
	10 総合操作盤	0	0	0
	11 更新等	138	－	－
	小 計	161	6	2,207,130
特定機器評価業務		3	0	248,000
更新等		8	－	－
	小 計	11	0	248,000
消防機器等評価（基準の特例）		3	－	－
受託評価合計		399	8	12,399,019

#### 4 研究、調査及び試験

- (1) 消防用機械器具等の性能、機能に関する調査研究
- (2) 住宅防火対策の普及対応
- (3) 受託試験（見込数量27件）

### Ⅲ 令和7年度 収入支出予算

#### 1 令和7年度 収入支出予算

区 分	令和6年度予算	令和7年度予算
( 収 入 )	千円	千円
( 款 ) 事業収入	( 1,993,239 )	( 1,834,332 )
( 項 ) 検定事業収入	1,604,018	1,454,249
( 項 ) 特殊消防用設備等 性能評価収入	6,600	6,600
( 項 ) 受託事業収入	382,621	373,483
( 款 ) 事業外収入	( 31,123 )	( 59,178 )
( 項 ) 余裕金運用収入	22,166	22,640
( 項 ) 雑収入	8,957	36,538
小 計	2,024,362	1,893,510
( 款 ) 積立金取崩	( 1,127,057 )	( 732,190 )
( 項 ) 積立金取崩	1,127,057	732,190
小 計	1,127,057	732,190
収 入 計	3,151,419	2,625,700
( 支 出 )	千円	千円
( 款 ) 事業費	( 1,768,579 )	( 1,681,242 )
( 項 ) 検定事業諸費	1,373,314	1,316,173
( 項 ) 特殊消防用設備等 性能評価費	6,000	6,000
( 項 ) 受託事業諸費	339,366	312,191
( 項 ) 調査研究費	49,399	46,378
( 項 ) 過年度還付金	500	500
( 款 ) 一般管理費	( 245,783 )	( 202,268 )
( 項 ) 福利厚生費	17,285	16,645
( 項 ) 管理旅費	6,332	6,332
( 項 ) 管理諸費	220,666	177,791
( 項 ) 交際費	1,500	1,500
( 款 ) 予備費	( 10,000 )	( 10,000 )
小 計	2,024,362	1,893,510
( 款 ) 資産取得費	( 1,127,057 )	( 732,190 )
( 項 ) 建物建設費	815,500	0
( 項 ) 建物付帯設備費	296,557	684,990
( 項 ) ソフトウェア開発費	15,000	47,200
小 計	1,127,057	732,190
支 出 計	3,151,419	2,625,700

## 2 予定定員

### (1) 常勤役員

役職名	定員
理事長	1人
理事	2
監事	1
計	4

### (2) 非常勤役員

理事	6人
----	----

### (3) 顧問

顧問	1人
----	----

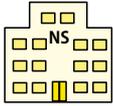
### (4) 評議員

評議員	10人
-----	-----

### (5) 職員

役職名	定員
(本所)	人
部長	4
技術役	1
次長	3
課長	6
統括役	1
調査役	1
上席・次席・ 参事・副参事 課長補佐	72
主幹	
係長	
主任	
一般職員	
(支所)	
所長	1
課長	1
上席・次席・ 参事・副参事 課長補佐	8
主幹	
係長	
主任	
一般職員	
(事務所)	
所長	1
次長	1
上席・次席・ 参事・副参事 主幹	4
主任	
一般職員	
計	104

検定協会だより 令和7年4月



# 令和5年度と令和6年度の検定申請状況比較

種別		型式試験		型式変更試験		型式適合検定				
		件数		件数		件数		個数		
		R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度比(%)
消火器	大型	1	0	0	0	243	247	48,574	52,751	108.6
	小型	9	9	0	0	771	717	5,894,072	5,934,193	100.7
消火器用 消火薬剤	大型用					25	22	1,613	1,253	77.7
	小型用	2	3			131	94	85,677	57,503	67.1
泡消火薬剤		2	6			266	282	1,621,800	1,931,660	119.1
感知器	差動式スポット型	4	8	0	0	492	461	3,049,627	2,944,354	96.5
	差動式分布型	0	0	0	0	130	128	75,118	62,911	83.7
	補償式スポット型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	定温式感知線型	1	0	0	0	0	1	0	200	皆増
	定温式スポット型	5	16	1	0	482	463	1,365,649	1,483,061	108.6
	熱アナログ式スポット型	0	2	1	1	130	147	109,219	89,002	81.5
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	2	0	200	0	皆減
	光電式スポット型	14	9	0	1	531	512	1,595,940	1,423,036	89.2
	光電アナログ式スポット型	4	3	0	1	221	237	571,822	553,926	96.9
	光電式分離型	0	4	0	0	63	70	3,315	2,966	89.5
	光電アナログ式分離型	1	0	0	0	12	21	994	1,226	123.3
	光電式分布型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	光電アナログ式分布型	2	0	0	0	3	3	125	290	232.0
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	紫外線式スポット型	0	0	0	0	16	16	950	1,110	116.8
	赤外線式スポット型	0	1	0	0	115	85	13,005	8,549	65.7
紫外線赤外線併用式スポット型	0	2	0	0	6	9	1,662	2,493	150.0	
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
発信機	P型1級	4	4	0	0	124	123	258,128	247,837	96.0
	P型2級	1	0	0	0	81	94	44,430	47,410	106.7
	T型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	M型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
中継器		6	11	3	0	1,056	1,053	512,035	507,246	99.1
受信機	P型1級	2	4	0	0	573	568	30,200	30,322	100.4
	P型2級	1	2	1	0	207	213	42,300	57,119	135.0
	P型3級	0	0	0	0	2	19	20	1,805	9,025.0
	M型	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	R型	1	2	1	0	112	87	1,787	1,680	94.0
	G型	1	1	0	0	57	53	84	96	114.3
	GP型1級	2	2	0	0	128	139	290	327	112.8
	GP型2級	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	GP型3級	2	2	1	0	101	102	458,169	492,810	107.6
GR型	1	0	1	2	213	211	2,971	2,812	94.6	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		5	8	0	0	621	265	3,632,533	1,339,158	36.9
流水検知装置		5	8	0	4	455	415	31,431	21,568	68.6
一斉開放弁		0	1	0	0	297	326	27,099	38,647	142.6
金属製 避難はしご	固定はしご	0	0	0	0	16	16	242	327	135.1
	立てかけはしご	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	つり下げはしご	2	3	0	0	276	277	161,930	160,613	99.2
緩降機		0	0	0	0	40	42	6,265	6,343	101.2
住宅用 防災警報器	定温式住宅用防災警報器	2	1	2	0	245	235	855,841	797,936	93.2
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	光電式住宅用防災警報器	2	1	0	1	421	380	4,114,535	4,283,830	104.1
合計		82	113	11	10	8,664	8,133	24,619,652	22,588,370	91.7

※前年度の申請個数が「0個」のものは、前年度比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の申請個数が「0個」のものは、前年度比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、前年度比を「-」と表記いたします。

# 令和5年度と令和6年度の受託評価等依頼状況比較

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価		性能評価変更	
	件数		件数	
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0	0	0

品質評価業務	型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価					
	件数		件数		件数		件数		個数			
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度比(%)	
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
音響装置	0	0	0	0	0	3	4	5	90	90	100.0	
予備電源	1	9	0	0	2	29	45	32	239,708	228,246	95.2	
外部試験器	0	0	0	0	3	5	61	57	1,904	1,715	90.1	
放火監視機器	放火監視センサー	0	2	0	0	0	3	7	7	3,179	2,980	93.7
	受信装置等	0	0	0	0	0	3	1	1	25	25	100.0
光警報装置		0	0	0	0	0	2	3	12	1,280	4,800	375.0
	光警報制御装置	0	0	0	0	1	2	1	12	40	300	750.0
屋外警報装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
消火器加圧用ガス容器	1	0	0	0	0	17	37	30	882,324	280,817	31.8	
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	0	6	6	70	73	5,788,832	6,227,600	107.6	
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	2	0	0	7	24	46	46	50,780	33,989	66.9	
消火設備用消火薬剤	0	0			6	7	63	59	907,206	833,583	91.9	
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	構成部品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	7	5			8	10	536	651	779	971	124.6
	可搬消防ポンプ	4	0			4	5	39	35	3,200	3,336	104.3
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0			3	2	30	27	5,676	5,241	92.3
	呼称65以下のもの	0	0			0	1	21	20	1,370	1,500	109.5
消防用ホース	平 40を超えるもの	31	14	0	0	294	54	149	99	266,305	233,100	87.5
	平 40以下のもの	12	7	0	0	100	24	142	105	300,488	328,049	109.2
	濡れ	0	0	0	0	5	0	0	0	0	-	
	保形	2	0	0	0	38	7	60	26	77,541	56,800	73.3
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	2	1	3	2	10	37	370.0
消防用結合金具	差込式	9	5	0	0	199	26	373	339	1,023,038	1,117,470	109.2
	ねじ式	0	1	0	0	185	5	274	262	183,050	165,733	90.5
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	3	2	0	0	0	-	
	同一形状	1	3	0	0	0	24	12	17	1,486	1,615	108.7
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	0	40	0	119	121	41,974	41,637	99.2
	受信機	0	0	0	0	11	8	94	88	30,053	26,701	88.8
エアゾール式簡易消火具		0	0	0	0	0	0	19	14	359,765	398,585	110.8
特殊消防ポンプ自動車		25	16			0	1	277	270	317	301	95.0
特殊消防自動車								51	34	52	34	65.4
可搬消防ポンプ積載車		0	0			0	2	14	14	16	14	87.5
ホースレイヤー		0	0	0	0	7	6	13	15	34	43	126.5
消防用積載はしご		1	4	0	0	14	7	78	86	2,079	1,664	80.0
消防用接続器具		3	2	0	1	33	108	159	153	46,151	41,008	88.9
品質評価業務							確認評価					
							件数		個数			
								R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度比(%)
外部試験器の校正								93	99	294	386	131.3
オーバーホール等整備								66	71	66	71	107.6

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「-」と表記いたします。

# 令和5年度と令和6年度の受託評価等依頼状況比較（続き）

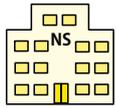
認定評価業務	型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価								
	件数		件数		件数		件数		個数						
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度比(%)				
地区音響装置	1	2	0	0	3	2	200	216	313,600	321,567	102.5				
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン		8	5	0	0	37	44	460	422	62,011	56,332	90.8		
	放送設備		4	4	3	2	73	53	921	865	892,900	990,889	111.0		
パッケージ型自動消火設備	構成部品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-		
	総合操作盤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-		
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓		3	6	0	0	15	8	134	134	32,317	31,092	96.2		
	2号消火栓		0	0	0	0	13	4	102	102	18,085	15,135	83.7		
	広範囲型2号消火栓		0	1	0	0	8	15	89	89	10,368	11,491	110.8		
	補助散水栓		0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	-		
	ノズル		0	2	0	0	17	101	271	271	111,468	108,048	96.9		
認定評価業務	装着番号付与確認評価				更新等		製品確認評価								
	件数				件数		件数		個数						
	R5年度	R6年度			R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度比(%)				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部		0	0			4	7	131	174	610,959	564,048	92.3		
認定評価業務	型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価								
	件数		件数		件数		件数		個数						
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度比(%)				
特定駐車場用泡消火設備			1	5	0	0	20	34	162	98	219,658	173,850	79.1		
認定評価業務	総合評価		型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価						
	件数		件数		件数		件数		件数		個数				
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度比(%)		
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		3	0												
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置				1	3	0	0	4	16	100	123	100	123	123.0	
特定機器評価業務	総合評価		型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価						
	件数		件数		件数		件数		件数		個数				
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度比(%)		
特定消防機器等			1	0	2	1	0	1	10	19	148	127	217,157	230,192	106.0

受託試験及びその他の評価	件数						件数		個数		
	R5年度	R6年度					R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度比(%)
受託試験(契約等)	3	4									
受託試験(その他の契約等)							33	18	33	18	54.5
評価依頼(基準の特例等)	4	3									

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「-」と表記いたします。

区分	個数			
	R5年度	R6年度	R5年度比(%)	
評価依頼・型式適合評価内訳(消防機器等評価は件数)				
特例・特定評価	5	3	60.0%	
放水型評価	3	0	皆減	
型式適合評価	放水部	4,017	2,177	54.2%
	感知部	104	103	99.0%
	制御部	1,619	1,480	91.4%
	手動操作部	211	205	97.2%
	受信部	2	4	200.0%
合計	5,961	3,972	66.6%	

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆減」と表記いたします。



# 消防関係講習会等への講師派遣について

企画研究部 企画研究課

日本消防検定協会では、主に消防職員の皆様を対象とした消防本部や消防学校などが主催する講習会等に当協会職員を派遣して、当協会の業務内容、検定制度、消防用機械器具等に関する講演等を行わせていただく事業を実施しています。本稿では、その概要についてご紹介させていただきます。

## 1 講演内容

主に当協会の業務に関わる次のテーマについてお引き受けしております。内容の詳細や講演時間については、その都度ご相談に応じます。

### (1) 日本消防検定協会の業務について

当協会の業務を紹介し、消防法に基づく検定制度への理解を深めていただく内容となります。

### (2) 消防用機械器具等の性能を確保するための制度について

消防法に規定される検定、自主表示、認定といった制度の違いを消防法令とともに紹介し、性能確保のために当協会が担う役割について理解を深めていただく内容となります。

### (3) 日本消防検定協会で検定や受託評価を実施する個別の消防用機械器具等について

ご要望に応じ、特定の消防用機械器具等の検定や受託評価について説明し、当協会の有する知見を活用していただく内容となります。

## 2 講演料等

講演料や講師への謝金は不要です。旅費の支給有無については、ご相談に応じます。

なお、原則として20名以上が参加する講習会等を対象としており、受講料を徴収する興行的な講習会等への派遣はお断りしております。

### 3 過去に依頼を受けた団体一例

千葉県消防学校

とかち広域消防局・一般社団法人北海道消防設備協会帯広支部（共催）

前橋市消防局・前橋市消防設備協会（共催）

#### 【過去の事例紹介】

令和6年10月に前橋市消防局の会議室において、当協会の職員を派遣し、「日本消防検定協会の業務紹介」をテーマに講義を実施しました。

講義には、前橋市消防局の職員及び前橋市消防設備協会の会員の皆様が受講され、当協会の職員から日本消防検定協会の役割について説明を行いました。

受講者からは、『日本消防検定協会が取り組む業務を詳しく知ることができ、特に消防活動において使用する動力消防ポンプや消防用ホースが、検定協会の評価試験等を通じて性能が確保されていることが実感でき、非常に充実した講義を受けることができました。』などの感想をいただきました。

受講された皆様、熱心にご聴講いただき誠にありがとうございました。



写真：講義の様子

### 4 講師派遣の依頼方法等について

当協会へ講師派遣をご依頼される場合は、下記の連絡先までご連絡ください。また、ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

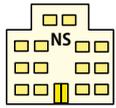
なお、業務の都合上、やむを得ずご依頼をお受けすることができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

連絡先：日本消防検定協会 企画研究部 企画研究課

TEL：0422-44-8471（企画研究課直通）

FAX：0422-44-8415

E-mail: kikaku@jfeii.or.jp



# 「型式情報検索ページの使用法について」その1 ～日本消防検定協会ホームページリニューアル～

企画研究部 情報管理課

## 1 はじめに

令和7年4月に約10年ぶりに当協会ホームページの大幅なリニューアルを行いました。リニューアルに際し、ホームページ上に新たに検定対象機械器具等を対象に型式情報の検索ページを設けました。今回は、検索ページの使用法についてご紹介します。

## 2 検索ページの使用法

今回のリニューアルによりパソコンだけでなく、スマートフォン等のタブレット端末の画面に合わせてホームページが閲覧できるデザインに改めました。

本稿ではスマートフォン画面での操作方法に特化して説明します。ぜひお手持ちのスマートフォンでアクセスし、ご活用いただければ幸いです。



日本消防検定協会のホームページURL <https://jfeii.or.jp/>

新たに設けた検索ページでは、検索方法として「型式番号<sup>\*1</sup>」から型式失効<sup>\*2</sup>状況を調べる方法と「キーワード」から型式承認状況を検索する方法の2種類があります。

今回は、「型式番号」から検索する方法についてご紹介します。

(1) トップページから検索ページへの入り方

【トップページ画面】

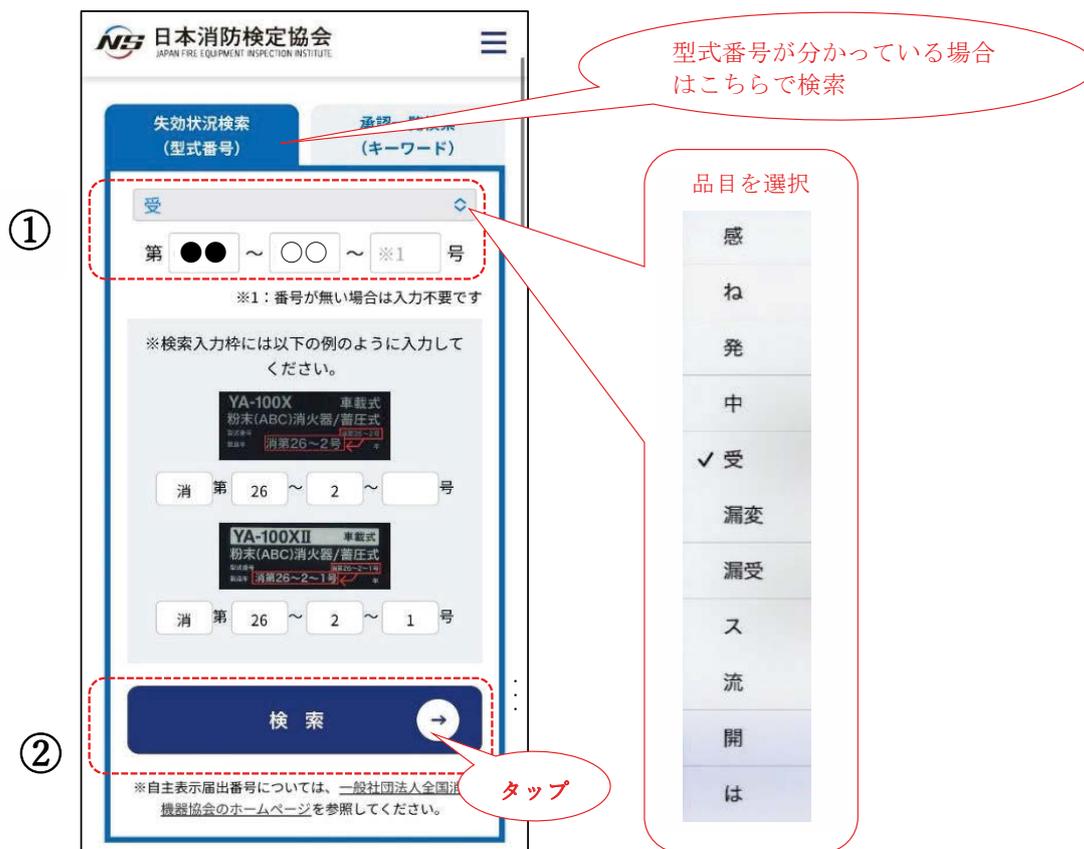
【メニュー画面】

【型式情報検索ページ画面】



(2) 検索ページ画面での検索入力方法

【型式情報検索ページ「失効状況検索（型式番号）」の入力画面】



【手順】

- ① 型式番号を入力 ※ 品目はプルダウンより選択
- ② 「検索」 ボタンをタップ

### (3) 検索結果画面の見方について

#### 【型式情報検索システム「失効状況検索（型式番号）」の検索結果画面】

日本消防検定協会  
JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

### 失効状況検索（型式番号）結果

① 「受第●●～○○号」の受信機は、**型式失効しています。**

型式承認年月日  
(昭和44年) 1969年12月15日

② 型式失効年月日  
(昭和55年) 1980年05月02日

根拠  
昭和52年自治省告示第194号昭和53年自治省告示第112号 PDF

設置上の特例期限 **タップ**  
(平成8年) 1996年10月31日  
※型式失効しても交換等を要しない省令で定める期限

③ 根拠  
昭和52年自治省令第20号 PDF

種別  
P型1級受信機 **タップ**

申請者  
XXXX株式会社  
※申請者（会社）の名称は、吸収・合併等により変更となっている場合があります。

型式  
交流100V、外部配線抵抗50Ω

備考  
昭和52年自治省令第19号の規格改正により基準に適合しなくなったもの。非火災報対策、感知器の感度試験、発信機の種別により各発信機に共通の信号を受信機に発信するもので、発信と同時に通話できるT型発信機を新たに追加、中継器の規格を改めた。  
昭和52年自治省令第19号 **タップ**

#### 【解説】

① 検索した型式番号の失効状況が表示されます。

(検索した型式番号が失効していない場合)

「消第●●～1号」の消火器は、**型式失効していません。**

(検索した型式番号が存在しない場合)

「消第9999～9999号」は、**見つかりませんでした。**

② 型式失効の年月日が表示され、PDFをタップすることで、型式失効の根拠法令等を確認できます。

③ 型式失効となった場合であっても省令により設置上の特例期限が設けられている場合は、特例期限の年月日が表示されます。②と同様に、PDFをタップすることで設置上の特例期限の根拠法令等を確認できます。

④ 規格省令の一部改正により型式失効となった場合の検定対象機械器具等については、一部改正の主要な改正点等を記載しています。

左記の場合は、昭和52年自治省令第19号をタップすることで、規格省令の一部改正の省令を確認することができます。

### 3 おわりに

これまででも型式情報は、ホームページ内で発信しておりましたが、今回のリニューアルに伴い、型式情報が調べやすくなるように検索ページを新たに設けて、検索性能を大きく改善させたところです。開発したばかりの検索システムであることから、使用する

にあたり、不備等が出てくる可能性もあります。使用して内容に誤りや不明な点、ご意見などがありましたら、情報管理課までお問合せください。

なお、次号は「承認一覧検索（キーワード）」の検索方法についてご紹介させていただく予定です。

## 【注釈説明】

### ※1 型式番号

検定対象機械器具等の型式に係る形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している場合、総務大臣によりその型式が承認されます。（型式承認と言います。）

日本消防検定協会は、昭和39年より規格に適合しているか型式承認のための試験（検定）を行っております。

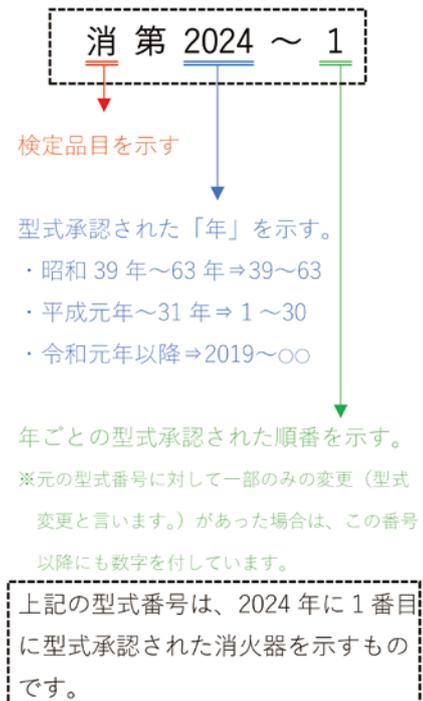
この試験において、製品の形状、構造、材質、成分及び性能が、基準に適合し、型式承認されたものに付けられる番号が型式番号と呼ばれ、最初の一文字目は、検定品目（検定対象機械器具等）の区別を表す略称が付され、二文字目以降の数字は、「型式承認された年」と「型式承認された順番」を示しています。（下図参照）

### ※2 型式失効

検定対象機械器具等の型式に係る形状等に関する技術上の規格の改正がなされ、既に型式承認を受けた検定対象機械器具等が、改正後の規格に適合しないと認めるとき、型式承認の効力が失われることがあり、このことを型式失効と呼びます。

検定品目	略称
消火器	消
消火器（自動車用）	消 ①
消火器用消火薬剤	薬
泡消火薬剤	泡
感知器	感
発信機	発
中継器	中
受信機	受
住宅用防災警報器	住警
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス
流水検知装置	流
一斉開放弁	開
金属製避難はしご	は
緩降機	降

(例)





## 2025年度 全国統一防火標語は「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」 ～防火ポスターのモデルには、俳優の田畑志真さんを起用～

一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人日本損害保険協会（会長：城田宏明）では、1949年度から、防火意識の高揚を目的として、全国統一防火標語・防火ポスターによる啓発活動を行っています。

2025年度の防火標語は「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」に決定しました。

また、俳優の田畑志真さんをモデルに起用して、同標語を掲載した防火ポスターを約20万部制作しました。本ポスターは、今後、総務省消防庁の協力のもと、全国の消防署や役所などの公共機関等に、2025年4月から翌年3月まで掲出され、明るく爽やかな田畑さんの笑顔とともに、防火意識を持つことの大切さを全国に呼びかけます。

当協会では、社会の安心・安全に貢献するため、今後も防火・防災に係る啓発活動に取り組んでまいります。

### 【田畑 志真さんからのコメント】

素敵な先輩方が務められている、防火ポスターに出演できること、とても嬉しいです。私たちが生活する上で火は欠かせないもの。私も声に出して「消した!!」と確認するように心がけています。

小さな心がけと注意で火事を防ぐことができると思うので家を出る前にもう一度確認し、大切な命を守れるように気を付けたいです。



### 〈田畑 志真さんのプロフィール〉

- ・2005年12月24日生まれ（19歳）、熊本県出身
- ・2017年よりフラームに所属。
- ・主な出演に映画『前科者』『十年 Ten Years Japan』、CM『大森屋』『伊藤園』、テレビドラマ『高嶺の花』『青のSP（スクールポリス） - 学校内警察・嶋田隆平 -』など。
- ・2024年度後期NHK連続テレビ小説『おむすび』ではヒロイン 米田結の幼なじみの佐久間菜摘（さくま・なつみ）役として出演。

（ご参考）過去5年の全国統一防火標語

年度	全国統一防火標語	防火ポスターモデル
2024年度	守りたい 未来があるから 火の用心	山崎 玲奈 さん
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来	野口 絵子 さん
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心	天翔 愛 さん
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末	福本 莉子 さん
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル	白石 聖 さん

検定協会だより 令和7年4月

## (一財)日本消防設備安全センター からのご案内

### 消防防災関係情報誌「月刊フェスク」



当センターHP掲載の電子書籍です。  
閲覧は「月刊フェスク」で検索

月刊フェスク

検索

スマホはQRコードから閲覧

消防防災に関するトレンド情報や  
消防設備業・予防行政を中心と  
した最新情報を掲載しています。  
2008年から最新号まで掲載。  
閲覧も、印刷も無料です！

### 安全センターメールマガジン

毎月25日頃配信  
「月刊フェスク」発行のお知らせ  
や認評定合格品・評価委員会結果  
公表、講習・刊行物発刊のご案内  
など、安全センター業務に関する  
最新情報を発信します。

メールマガジンへの登録は  
以下のQRコードや  
安全センターHPのバナーから





## 職員採用情報 [新卒]

総務部 庶務課



### 【求む！理系人材】

#### 「日本唯一の検定機関」として、信頼できる消防機器のために貢献！

私たちの身近にある消防機器（感知器、消火器、スプリンクラーヘッド等）は、どれも緊急時には確実に動作しなければならないものばかりです。

これらの消防機器には、日本消防検定協会が、法令で定められた技術基準に基づく試験・検査を実施し、合格した製品すべてに「国家検定合格之証」の銀色の表示が付されています。また、これらの消防用機器の試験等をとおして、火災等の災害からの被害を軽減させることを目的とし、国民生活の“安全・安心”に直結する業務を行っています。

#### 【求める人材】

- ◆ 社会の安全・安心の役に立ちたい人
- ◆ 幅広く学ぶ意欲のある人



#### 【採用情報】

日本消防検定協会ホームページの採用情報をご覧ください。

<https://www.jfeii.or.jp/recruit/>

採用情報  
QRコード

#### 【担当者からのメッセージ】

当協会は、100人程度の小さな組織ですが、定年まで安定して働いて頂ける環境が整っています。また、完全週休2日制で、福利厚生もあり、レジャーや宿泊の補助を受けることができます。

ぜひ、社会の安全・安心に貢献したい方、幅広く知識を身につけたい方をお待ちしています。

検定協会だより 令和7年4月



## 有効期限を経過した受託評価品目

### 【非常警報設備・増幅器及び操作部】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
認評放第23～8～1号	H27.2.12	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R7.2.11

### 【非常警報設備・起動装置】

型式番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
認評非第27～6号	H27.2.12	東京都北区田端六丁目1番1号	日本ドライケミカル株式会社	R7.2.11
認評非第27～7号	H27.2.12	東京都北区田端六丁目1番1号	日本ドライケミカル株式会社	R7.2.11

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。



## 型式を取り消した受託評価品目

### 【消防用ホース】

試験番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	型式 取消日
H0274EA01A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R7.2.13
H0274FA01A	H26.4.1	東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号	櫻護謨株式会社	R7.2.13
H0774EA01A	H26.5.23	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R7.2.13
H0774FA01A	H26.5.23	京都府京都市中京区柳馬場通竹屋町下る五丁目226-3 御所南宮崎ビル2階	オカニワ株式会社	R7.2.13

上記の機械器具等が、型式取得者から型式評価取消届が提出されたことに伴い、型式を取消すこととしましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、型式の取消日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において省令への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、型式の取消し日以降の使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

—会議等開催状況—

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（令和7年3月13日）

- ・あり方検討小委員会について
- ・重点業務・トピックス（案）について
- ・BIM説明会について
- ・事務局長会議について
- ・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（令和7年3月18日）

- ・点検実務検討小委員会報告  
保守点検ページのアクセス解析について  
ホームページ保守点検サイトの改訂について
- ・維持運用管理手法小委員会報告  
点検を行う上での困りごとについて  
消防防災分野に活用できるAIやDXに関する技術情報の募集定期検査報告項目に係る告示の公布について（総務省HPより）

令和7年度消防庁広報施策テーマについて（総消事務連絡より）

福岡での非火災報多発について 等

- ・委員長連絡会報告

○技術委員会（令和7年3月21日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告
- ・あり方検討小委員会報告

- ・令和7年度技術委員会活動テーマについて

- ・福岡市での感知器誤作動について（情報提供）

- ・委員長連絡会報告

○設備委員会（令和7年3月27日）

- ・設備性能基準化小委員会報告  
光警報装置ピクトグラム制作、広報活動について

次年度の検討事項について

- ・工事基準書改訂小委員会報告

- ・官公庁関連、業界動向等について

令和7年度消防庁広報施策テーマについて（総消事務連絡より）

よくある質問（防火管理者）（東京消防庁HPより）

福岡での非火災報多発について

消防設備点検資格者等の講習および再講習の実施について 等

- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和7年3月28日）

- ・火報企画検討小委員会報告

火災予防審議会総会について

- ・警報設備に関する勉強会について

- ・光警報装置の設置啓発活動について

- ・令和7年度活動テーマ（案）について

- ・委員長連絡会報告

## 協会通信

### ○住宅防火推進委員会

(令和7年3月26日)

- ・交換推進WG進捗について
- ・令和7年度住警器交換促進実施項目について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・東京消防庁集計 令和6年の世論調査の結果について
- ・Xの掲載イベント開催状況等について
- ・鳥取県の記事「とりカエル&とりカエルJr.」掲載について
- ・委員長連絡会報告

### ◆(一社)日本消火器工業会◆

#### ○第12回 企業委員会

(令和7年3月6日)

- ・検定等申請・回収状況
- ・機器協会事務局長会議報告
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
  - 指定引取場所変更情報・クレーム情報
  - 2024年度 下半期帳簿統括表報告のお願い
  - 広域認定証の更新について
  - センター通信04号、05号配信について
  - 新基幹システム稼働に関する連絡
- ・その他
  - 社会貢献事業について

リチウムイオンバッテリー火災について

#### ○第9回 技術委員会

(令和7年3月28日 Web開催)

- ・消防庁から提案のあったリチウムイオンバッテリー火災に有効な消火器についての勉強会について

### ◆(一社)日本消火装置工業会◆

#### ○第452回「技術委員会」

(令和7年3月7日 日本消火装置工業会)

- ・令和7年度版 機械設備工事監理指針改訂委員会について
- ・消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会について
- ・消防用設備等のリモート点検に関する意見聴取会について
- ・その他

#### ○第220回「第二部技術分科会」

(令和7年3月21日 日本消火装置工業会)

- ・薬剤リストについて(第六報の検討)
- ・取り扱いマニュアルについて
- ・非PFAS泡消火薬剤に対する消装工基準によるペア認定について
- ・その他

## 協会通信

検定協会だより 令和7年4月

## 協会通信

- 第202回「第三部技術分科会」  
(令和7年3月19日 日本消火装置工業会)
  - ・動力消防ポンプに係る規格省令改正について
  - ・動力消防ポンプ品質評価細則について
  - ・その他
- ・CO<sub>2</sub>ガイドライン工業会統一見解の改訂について
- ・統一見解Q&Aの改訂について
- ・第18回合同委員会について
- ・その他

### ◆ (一社) 日本消防ポンプ協会 ◆

#### ○総務委員会

(令和7年3月25日 日本消防ポンプ協会会議室+web)

- ・事務局長会議等報告について
- ・令和7年度第1回理事会について
- ・令和7年度予算(案)について
- ・総務委員会名簿について
- ・その他

#### ○大型技術委員会

(令和7年3月21日 日本消防ポンプ協会会議室)

- ・全国消防長会技術委員会について
- ・銘板の見直しについて
- ・受託評価について
- ・動力消防ポンプ品質評価細則について
- ・その他

#### ○大型技術委員会・検定協会合同会議

(令和7年3月21日 日本消防ポンプ協会会議室)

協会通信

人事異動

◆日本消防検定協会◆

○令和7年3月31日付

(氏名)	(新)	(旧)
<b>【退職】</b>		
原尻 賢司	退職	企画研究部 部長
藤井 考平	退職	企画研究部 企画研究課 主幹
小竹 優史	退職	消火・消防設備部 消火設備課 検定員
大庭 康雄	退職	企画研究部 情報管理課 特別検定員
寺村 映	退職	大阪支所 技術参与 兼 消費者相談室長

○令和7年4月1日付

(氏名)	(新)	(旧)
<b>【採用】</b>		
古澤 法夫	企画研究部 部長	(新規採用)
黒田 翔一	企画研究部 企画研究課 主幹	(新規採用)
相浦 文華	警報設備部 感知設備課	(新規採用)
岩崎 歩睦	警報設備部 報知設備課	(新規採用)
<b>【配置換え、職務名の一部変更】</b>		
齋藤 英基	企画研究部 企画研究課 課長 次席検定員	警報設備部 報知設備課 課長 次席検定員
風間 実	企画研究部 企画研究課 課長補佐 主幹検定員	消火・消防設備部 消防設備課 課長補佐 主幹検定員
石川 大樹	企画研究部 企画研究課 主任検定員	警報設備部 感知設備課 主任検定員
大長 繁幸	企画研究部 業務課 主任検定員	虎ノ門事務所 主任検定員

## 協 会 通 信

小寺 杏子	企画研究部 業務課 免 業務課 主任検定員	企画研究部 企画研究課 兼 業務課 主任検定員
太田慧一郎	企画研究部 情報管理課 主幹検定員	消火・消防設備部 消防設備課 主幹検定員
薄 光太	警報設備部 感知設備課 検定員	警報設備部 報知設備課 検定員
吉野 英海	警報設備部 報知設備課 課長 免 評価担当課長 免 消費者相談室長 次席検定員	虎ノ門事務所 次長 兼 評価担当課長 兼 消費者相談室長 次席検定員
川村 雄介	警報設備部 報知設備課 主幹検定員	消火・消防設備部 消防設備課 主幹検定員
浅海 綺音	警報設備部 報知設備課 検定員	警報設備部 感知設備課 検定員
佐藤大治郎	消火・消防設備部 消火設備課 主任検定員	企画研究部 業務課 主任検定員
川崎 彰太	消火・消防設備部 消火設備課 主任検定員	大阪支所 検査課 主任検定員
山口 健太	消火・消防設備部 消火設備課 主任検定員	警報設備部 報知設備課 主任検定員
前原 三輝	消火・消防設備部 消防設備課 課長補佐 主幹検定員	企画研究部 企画研究課 課長補佐 主幹検定員
森本 靖徳	消火・消防設備部 消防設備課 主幹検定員	消火・消防設備部 消火設備課 主幹検定員
竹内 大樹	消火・消防設備部 消防設備課 主任検定員	警報設備部 報知設備課 主任検定員
加藤 達也	兼 消費者相談室長	大阪支所 検査課 課長 次席検定員
石橋 亮輔	大阪支所 検査課 主任検定員	消火・消防設備部 消火設備課 主任検定員
犬童愛祐美	大阪支所 検査課 主任検定員	消火・消防設備部 消防設備課 主任検定員
佐藤 まゆ	虎ノ門事務所 次長 兼 評価担当課長 兼 消費者相談室長 次席検定員	企画研究部 企画研究課 課長 次席検定員

## 協 会 通 信

協 会 通 信

齊藤 央樹

虎ノ門事務所  
主任検定員

大阪支所 検査課  
主任検定員

協 会 通 信

検定協会だより 令和7年4月

# 新たに取得された型式一覧

## 型式承認

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
小型消火器	消第 2024～7号	三津浜工業 株式会社	強化液 3.0l (蓄圧式、鉄製)	R6.12.12
消火器用消火薬剤	薬第 2024～3号	三津浜工業 株式会社	消火器用強化液	R6.12.12
泡消火薬剤	泡第 2025～1号	日本ドライケミカル 株式会社	合成界面活性剤泡 3% (-5℃～+30℃)	R7.2.5
光電式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2025～3号	パナソニック 株式会社	1種 (28V、5mA)・非蓄積型、非防水型、普通型、再成型、散乱光式	R7.2.25
	感第 2025～4号	パナソニック 株式会社	2種 (28V、5mA)・非蓄積型、非防水型、普通型、再成型、散乱光式	R7.2.25
	感第 2025～5号	パナソニック 株式会社	3種 (28V、5mA)・非蓄積型、非防水型、普通型、再成型、散乱光式	R7.2.25
光電式スポット型 感知器 (2信号及び試験機能付)	感第 2025～6号	パナソニック 株式会社	2種 (28V、5mA)・非蓄積型、3種 (28V、5mA)・非蓄積型、非防水型、普通型、再成型、散乱光式	R7.2.25
閉鎖型 スプリンクラーヘッド	ス第 2025～1号	能美防災株式会社	2種バルブ型C93、呼称15 (標準r2.3、上向き)	R7.2.12

## 品質評価 型式評価

種 別	型式番号	依頼者	型 式	承認年月日
予備電源	品評予第 2024～9号	古河電池株式会社	受信機用 (密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池) 8Ah/5HR	R6.12.12
	品評予第 2024～10号	古河電池株式会社	中継器用 (密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池) 0.9Ah/5HR	R6.12.12
消防用ホース	H0726DC04A	オカニワ株式会社	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称40 (シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	R7.2.12
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	NP-P2A-5	長野ポンプ株式会社	化学消防ポンプ自動車	R7.2.18

## 認定評価 型式評価

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
非常警報設備・スピーカー	認評放第 2024～6号	日本電音株式会社	コーン型 (1W/3W/5W/10W・L級)、音響パワーレベル98dB	R6.12.10

# 検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	22	4,157	92.7	108.6
	小型	1	0	70	577,056	100.6	100.7
消火器用消火薬剤	大型用	1		1	9	5.7	77.7
	小型用			7	7,298	137.5	67.1
泡消火薬剤		1		19	176,600	190.3	119.1
感知器	差動式スポット型	0	0	36	298,536	116.9	96.5
	差動式分布型	0	0	14	6,474	123.1	83.7
	補償式スポット型	0	0	0	0	-	-
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	皆増
	定温式スポット型	1	0	40	182,239	149.5	108.6
	熱アナログ式スポット型	0	0	13	10,110	85.9	81.5
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	皆減
	光電式スポット型	0	0	38	135,705	147.0	89.2
	光電アナログ式スポット型	0	1	19	56,597	120.5	96.9
	光電式分離型	0	0	5	120	36.4	89.5
	光電アナログ式分離型	0	0	1	120	111.1	123.3
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	皆減	232.0
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	3	190	475.0	116.8
	赤外線式スポット型	0	0	6	871	79.1	65.7
紫外線赤外線併用式スポット型	2	0	1	277	皆増	150.0	
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	11	19,038	55.2	96.0
	P型2級	0	0	7	2,261	68.2	106.7
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	81	38,562	140.4	99.1
受信機	P型1級	0	0	43	2,759	138.1	100.4
	P型2級	0	0	17	2,523	61.3	135.0
	P型3級	0	0	1	20	200.0	9,025.0
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	6	152	136.9	94.0
	G型	0	0	4	5	100.0	114.3
	GP型1級	0	0	8	17	141.7	112.8
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	7	41,764	135.6	107.6
GR型	0	0	15	186	101.1	94.6	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	14	56,255	24.3	36.9
流水検知装置		0	0	28	2,297	83.2	68.6
一斉開放弁		0	0	25	2,483	63.8	142.6
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	1	30	125.0	135.1
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	22	12,838	86.8	99.2
緩降機		0	0	4	504	100.6	101.2
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	18	84,482	111.6	93.2
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	1	0	32	404,550	108.1	104.1
合計		7	1	639	2,127,085	105.4	91.7

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

## 性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

# 受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-	
音響装置	0	0	0	0	0	皆減	100.0	
予備電源	0	0	6	4	16,916	89.5	95.2	
外部試験器	0	0	0	7	220	200.0	90.1	
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	-	93.7	
	受信装置等	0	0	0	0	皆減	100.0	
光警報装置		0	0	0	1	400	皆増	375.0
	光警報制御装置	0	0	0	1	30	皆増	750.0
屋外警報装置		0	0	0	0	0	-	
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	0	-	
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	4	10,912	9.2	31.8	
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	6	513,000	111.0	107.6	
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	4	4,850	117.3	66.9	
消火設備用消火薬剤	0	0	0	6	60,677	81.9	91.9	
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	0	-	
	構成部品	0	0	0	0	0	-	
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1		1	38	51	130.8	124.6
	可搬消防ポンプ	0		0	4	302	549.1	104.3
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	0	2	400	54.8	92.3
	呼称65以下のもの	0	0	0	1	20	100.0	109.5
消防用ホース	平 40を超えるもの	1	0	0	9	23,374	73.3	87.5
	平 40以下のもの	2	0	0	9	34,649	138.2	109.2
	濡れ	0	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	0	2	7,000	93.3	73.3
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	0	-	370.0
	差込式	0	0	0	36	136,101	157.8	109.2
	ねじ式	0	0	0	28	12,466	94.7	90.5
	同一形状	0	0	0	0	0	-	108.7
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	6	4,114	93.3	99.2
	受信機	0	0	0	6	2,266	75.1	88.8
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	2	73,965	154.2	110.8	
特殊消防ポンプ自動車	0		0	17	17	113.3	95.0	
特殊消防自動車				4	4	80.0	65.4	
可搬消防ポンプ積載車	0		0	1	1	50.0	87.5	
ホースレイヤー	0	0	0	0	0	皆減	126.5	
消防用積載はしご	0	0	0	13	167	87.9	80.0	
消防用接続器具	0	0	0	13	3,616	120.5	88.9	
品質評価業務				確認評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
外部試験器の校正				8	31	221.4	131.3	
オーバーホール等整備				3	3	150.0	107.6	

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

# 受託評価等依頼一覧表

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置	0	0	0	20	28,677	128.0	102.5	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	1	33	3,287	51.7	90.8
	放送設備	0	1	10	64	65,934	229.7	111.0
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	12	3,230	105.7	96.2
	2号消火栓	0	0	0	9	1,314	104.8	83.7
	広範囲型2号消火栓	1	0	3	8	840	142.4	110.8
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	ノズル	0	0	0	29	9,842	138.6	96.9
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	16	37,196	42.5	92.3	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備	0	0	8	8	14,200	86.1	79.1	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)	0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置	0	0	0	0	12	12	150.0	123.0
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等	0	0	0	2	8	22,527	88.3	106.0
受託試験及びその他の評価	依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)	0							
受託試験(その他の契約等)					2	2	50.0	54.5
評価依頼(基準の特例等)	0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

令和7年度を迎え、日本消防検定協会でも人事異動が行われ、新規採用職員を迎え、新たな体制でスタートを切りました。中央試験場の移転も事務スペースはもちろん、試験スペースも移転が終了し、建物・職員ともに心機一転して業務に邁進してまいります。

今年度からは年度末に発行していた「検定時報」も「検定協会だより」と同様、電子化となりました。それに加え、「検定協会だより」は今月号より色合いやデザインを変更いたしました。

さらに、検定協会のホームページにおいても、リニューアル作業を済ませ、型式情報検索システムも実装した新しいホームページに生まれ変わりました。

これら、ホームページ、検定協会だより及び検定時報につきまして、引き続きご愛顧いただければと存じます。よろしくお願いたします。

さて、今月号では、北九州市消防局長の岸本孝司様には巻頭のことばをご寄稿いただき、誠にありがとうございました。

5月号では、広島市消防局長の貞森英樹様には巻頭のことばを、元東京理科大学火災科学研究所教授の小林恭一先生からは「検定制度と検定協会 第4回」を、当協会からは「令和5年度及び令和6年度検定申請及び受託評価依頼状況比較について」などを掲載する予定です。

### 検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
日本消防検定協会 企画研究課  
電話 0422-44-8471（直通）  
E-mail  
<kikaku@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16  
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大阪支所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4階  
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館11階  
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。

e-mail : [kikaku@jfeii.or.jp](mailto:kikaku@jfeii.or.jp) 専用 FAX 0422-44-8415



日本消防検定協会